

別表 1

ニホンジカ及びイノシシに限り狩猟できる期間を下記のとおり延長しています。

(兵庫県下全域)

ニホンジカ及びイノシシに限り、**兵庫県の全ての市町**で、狩猟できる期間終期を2月15日から**3月15日まで延長**しています。

別表 2

ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止の解除について

下記市町にて**ニホンジカ**及び**イノシシ**を捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止を解除しています。

【対象市町】

洲本市、南あわじ市、淡路市